

靈鷲院の歴住の略伝（下）

川 口 高 風

靈鷲院（日進市赤池町）に関する拙稿には「靈鷲院に安

置される曹洞宗両祖の御霊骨」（昭和五十九年九月）「愛知

学院大学禅研究所紀要」第十三号）「微笑尼の観世音菩薩

像と藕絲の袈裟について」（平成二十一年三月）「愛知学院

大学教養部紀要」第五十六巻第四号）「靈鷲院開山頑翁叟

石と二世明極即證について」（平成二十一年七月）「愛知学

院大学教養部紀要」第五十七巻第一号）があり、「靈鷲院

の歴住の略伝（上）」（平成二十四年三月）「愛知学院大学

禅研究所紀要」第四十号）では三世より十世までの略伝を

明らかにした。そのため本稿では、その続きとして十一世

以後二十三世までの歴住と開基微笑尼や子供の春月院につ

いて考察する。

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

十一世 大癡道高

寛政十年（一七九八）春、十世仏海慈舟が永安寺十八世に昇住した後、九月に東泉院（中区大須）四世の大癡道高が住職した。道高は香積寺（三原市本町）に所蔵する享和三年（一八〇三）八月十一日の「覚」によれば、

覚

- 一 拙僧儀生所は御調郡三原西町にて御座候。父は同所竹原屋宇兵衛と申候。四拾三年以前相果申候。母は同所豊屋利右衛門と申者之娘にて御座候。六年以前相果申候。祖父利右衛門儀は寛保二^{壬戌}年相果申候。
- 一 拙僧儀出家望に御座候に付、宝曆十一^{辛巳}年三原禅

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

宗香積寺先々住靈源和尚弟子に罷成。拾壹歳にて剃髮仕、十五歳より諸国遍參仕、天明四^甲年尾州愛智郡赤池村靈鷲院にて江湖頭相勤長老に罷成。拾五年以前綸旨頂戴仕、同年右靈鷲院之任職仕、行年五拾三歳に罷成申候。然ル處三原禅宗香積寺住持満底和尚病身に御座候に付、拙僧え寺致附属隠居仕度由願被申上候。香積寺檀那中も拙僧を後任に仕度由望申候。尤拙僧儀も任職仕度奉存候。委細之儀は香積寺并旦那中よりも書付差上申候間、右願之通被仰付被下候は忝可奉存候。

一 香積寺本寺は防州泰雲寺にて御座候 以上

尾州愛智郡赤池村禅宗靈鷲院住持

享和三^亥年八月十一日 道高 印

林羽右衛門殿

とあり、生まれは安芸国御調郡三原西町で、父は竹原屋宇兵衛といい、母は晝屋利右衛門の娘であった。祖父の利右衛門が寛保二年(一七四二)に亡くなったため出家を望み、宝暦十一年(一七六一)に香積寺二十三世の靈源本光の弟子となり、十一歳で剃髮し、十五歳で諸国を遍參し

た。天明四年(一七八四)には靈鷲院の慈舟の江湖会で首座を勤めており、その際、黄龍寺(名古屋市南区呼続)四世の府貫雄道から祝儀を贈られている。それをあげると

賀^三道高老禅首^ニ衆^ヲ于靈鷲之会^ニ

明月堂前^ニ道樞^ヲ鶯嶺岩畔^ニ罷^シ方游^ヲ都来功迹^ヲ溜然^ト絶

へ天水合同碧^リ涵^レ秋^ヲ

とある。

十五年後の寛政十年(一七九八)には永平寺へ瑞世しており、その後、靈鷲院住職に就いた。しかし、享和三年(一八〇三)八月十一日には香積寺の二十五世没船満底が病身で隠居したき願いを林羽右衛門に提出しており、その後住に就いた。そして八月十八日に進山した。

文化二年(一八〇五)正月五日には、安永二年(一七七三)春より秋にかけて流行した疫病で亡くなった多くの死者の三十三回忌追善供養の石碑を造立している。また、翌三年(一八〇六)には、本寺の泰雲寺(山口市下小鯖)の第三五代として輪住している。同五年(一八〇八)には、香積寺の禅堂の屋根替えや後門を新しく造立しており、大鼓を什器としたり、同八年(一八一二)には初めて

稻荷明神を安置した。その他に禁碑名や幢立てなども建立している。その間、靈源本光が伝法開山である光福寺（尾道市瀬戸田町）二世にも就いており、金剛寺（三原市深町）の開山にもなった。文政五年（一八二二）十月十五日に世寿七十二歳で遷化している。なお、香積寺には自題の頂相、光福寺には文政九年（一八二六）九月に宝珠寺（今治市上浦町）四世月珊徹照が贊を付した頂相がある。

十二世 裁翁梵童

道高の後任の梵童が、正式に靈鷲院住職になった年月日は不詳である。ただ、享和三年（一八〇三）八月に、道高が香積寺の後任の願いを出して転住した後であることは確かだが、『日進町誌』本文編（昭和五十八年三月 日進町役場）四一四頁によれば、すでに享和元年（一八〇二）九月に道高は靈鷲院を退董し、翌二年（一八〇二）五月に梵童が正福寺（名古屋市中区新栄）より転住したとある。しかし、その所依資料は不詳である。何れにしても享和二、三年頃に道高の後任に就いたものであろう。梵童は「正眼寺文書」二八〇七号の「一札」によれば、靈鷲院の衆寮に

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

いた明和九年（安永元年）（一七七二）十一月に、

差出申一札之事

拙僧儀、来^ル巴夏、本州名古屋於永安寺、（座脱）首職被申付候、僧臘儀者、宝曆三^癸西冬、赤池村靈鷲院大鈍和尚之会中^ニ致乍入、御條目之通、不足無御座候、依之、靈鷲院開寛和尚之以證翰、登山仕候、右之趣、偽於有之者、宗門之御法度可被仰付候、為後證、仍而如件

明和九年

靈鷲院衆寮

辰十一月

梵童印

正眼寺

御役寮

とあり、翌二年の永安寺結制の首座を申し付けられている。安永七年（一七七八）三月二日に曹流寺（名古屋市中区新栄）に借住して総持寺に瑞世した。『総持寺住山記』によれば、受業師は靈鷲院七世大鈍で、本師は梅嶺大枝である。靈鷲院住持後、文化六年（一八〇九）九月には永安寺（名古屋東区東桜）二十一世に転住しており、文政三年（一八六〇）十月二十（十九）日に永安寺で示寂した。

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

示寂後の文政十三年(一八三〇)正月には、平僧地で無住の長岳院(北名古屋市熊之庄)で梵童を勧請して法地再興の願い(龍潭寺蔵)が龍潭寺(岩倉市本町)より寺社奉行所へ出された。また、録所正眼寺へ法地相続料の覚も出ている。その結果、三月晦日には寺社奉行所より龍潭寺へ法地の許状が出ており、さらに八月には、無住のため梵瑞の弟子宗徳靈牛が任職になることを法類の円通寺(北名古屋市片場)から龍潭寺へ、次いで龍潭寺より寺社奉行所へ出されている。なお、仁昌寺(北名古屋市鹿田大門)の五世でもあり、仁昌寺の位牌の裏には、

文政三年辰十月廿日

弟子梵瑞建之

とあるところから、弟子の梵瑞が位牌を建立したのであるう。

十三世 大靈擡宗

文化六年(一八〇九)九月に、梵童が永安寺へ転住した後、建宗寺(海部郡大治町)十三世であった大靈が靈鷲院十三世に就いた。在任時代の詳しいことは明らかにならない

いが、文化十年(一八一三)五月九(十九)日に示寂した。

十四世 大容道器

大靈が示寂した後の文化十年(一八一三)十一月には、大容道器が山城国紀伊郡伏見の大昌寺(現在、廃寺)より靈鷲院へ転住してきた。文政六年(一八二三)四月には、地藏堂(現在、豊明市新田町、禅源寺)に石造の燈籠を建立しており、さらに、雲版を寄贈して、その銘文を作っている。その銘をあげると、

銘曰

出模法器掛在庫堂

音声垂則長時無疆

現靈鷲大容敬誌焉

治工加藤忠右エ門氏久

文政六癸未年四月吉日

金百疋恵舟

施入 同五十疋貞光

同五十疋寬道

尾州愛知郡香掛中嶋

地藏堂什物

觀光代

とある。その後、天保六年（一八三五）十月二十九日に示叙した。

十五世 大典文棟

大典は文政十三年（天保元年）（一八三〇）に靈鷲院に住持した。それは正眼寺（小牧市三ツ淵）三十七世に就いているところから、住持の伝記がまとめられた「正眼寺歴代住山記」による説である。それをあげると、

三十七世

師諱文棟。字大典。寛政己酉生於遠州山名郡中野村。依於州之松秀寺真教和尚剃度。文化甲子師年十六。修志遊方徧參名衲。無不調底。十年癸酉。師年二十五。偶謁道高和尚於備後香積寺。高一見器重針芥相投。乃分座於高之再會。為尋付衣法。実冬十一月二十又三日也。文政辛巳瑞世総持。九年丙

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

戊。三州觀音寺有故虛席。師是扱住焉興廢補闕。尋結制不堅法幢。天保庚寅移住尾州靈鷲院。明年辛卯又移永安寺。尋移濃州全昌寺。五年甲午適得逸俊和尚拔擢。奉国命転住當寺。乃以俊老遺財。再建庫院。拽搬采勞。然而称俊老建牌中興旌功也。君子美焉。丁此之時師以為。當山者大國僧錄一州望利也。自中古而以無結制拳為嫌矣。是以舉事聞之。官国君護法之厚。允以使國老評遠山某侯特首隨喜焉。同列僉旨。師願意焉因使寺社司部蘆沢・鳥井両士添翰殊走使節僧。而訟諸闕三箇寺。公許忽降。即得準常恒会證狀帰矣。実十年己亥春二月也。由之明年庚子值開山通幻禪師遠諱。其正當四百五十回也。夏四月準常会結制於是乎興行矣。五月五乃祖諱日也。大朝未派嚴設齋筵。修之祭奠。拜啓君臣護法矣。十四年癸卯師年五十五。一職十年。殆疲録務。是以速過退鼓隱棲寿昌。実六月某日也。師凡五坐道場。玄化大播。戒網幾張。又二插艸。就梅・鳳洲是也。嘉永癸丑秋七月。有微疾誠諸徒書遺偈曰。末後一句。豈于舌頭。清風匝

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

地。驚動閻浮。擲筆而化。実二十五日也。閱世六十五。坐夏五十七歳。

となる。これにより大典の伝記をながめてみると、寛政元年(一七八九)に遠州山名郡中野村に生まれ、地元の松秀寺(袋井市富里)十五世無文真教に受業している。十六歳の文化元年(一八〇四)には、志をもって諸方に参学し、同十年(一八一三)には香積寺(三原市本町)で道高に謁して再会の首座を勤めている。次いで十一月二十三日には金剛寺(三原市深町)に借住して総持寺に瑞世しており、同九年(一八二六)には三河の観音寺(岡崎市城北町)九世に就いた。観音寺では復興に努め結制をおいている。天保元年(一八三〇)には靈鷲院に転住しており、翌二年(一八三二)には永安寺(名古屋市中区東桜)二十四世に移り、次いで全昌寺(大垣市船町)二十二世に転住し、同五年(一八三四)には正眼寺(小牧市三ツ淵)の三十六世賢外逸俊の推挙を請けて正眼寺三十七世に昇住した。正眼寺時代には先住の逸俊が財産をのこしていたので、それによって庫院を再建し修行に努めた。その功は逸俊に譲り、

中興号の位牌を建てた。尾張藩主はこの美談に感激し大典を讃えた。また、遠山氏も讃仰に随喜した。そこで、大典は寺社奉行に願意を告げ関三ヶ寺へ願ったところ、天保十年(一八三九)二月に正眼寺へ準常恒会の證状が与えられた。

これにより翌年(天保十一年)には、開山通幻寂靈四百五十回忌を、四月には準常恒会結制を修行している。同十年(一八四三)は五十五歳となり、殆んど法務も行うことができなくなったため、六月に退董することになり、寿昌院(北名古屋市熊田)へ隠棲した。

大典は五ヶ寺に住持しており、就梅院(名古屋市中種区東山元町)と鳳洲寺(一宮市明地)を開き、嘉永六年(一八五三)七月には病となり、遺偈(末後一句、豈于舌頭、清風匝地、驚動閻浮)を認めて同月二十五日に遷化した。なお、長栄寺(静岡市葵区籠上)、地藏寺(春日井市大字牛山町)の開山にもなっている。

十六世 辨玉得上

大典が天保二年（一八三一）に永安寺（名古屋市中東区東桜）へ転住した後の住持は辨玉である。しかし、住持年月日や靈鷲院時代についてはまったく不詳である。そのため勸請世代かとも思われる。文政十二年（一八二九）九月八日に東光院（相州・未詳）に借住して総持寺に瑞世しているが、『総持寺住山記』によれば、受業師は大綱（不詳）で、本師は仏海慈舟である。観音寺（岡崎市城北町）十世、曹源寺（豊明市栄町）十五世、普門寺（大府市横根町）の開山であり、薬師寺（名古屋市中区坂井戸町）の勸請開山でもある。嘉永六年（一八五三）七月十日に遷化した。

十七世 喚山分応

喚山の靈鷲院時代は不詳である。大寧寺（長門市湯本）の「大寧寺世代聯名」によれば、大寧寺四十四世で、尾州の人とある。俗姓、父母などは不詳であるが、安政二年（一八五五）二月二十二日に天徳寺（防府市大字下右田）

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

二十四世より昇住している。元治元年（一八六四）までの十年間住持したが、靈鷲院の住持はそれ以前であろう。大寧寺時代の安政四年（一八五七）正月には、石川素童が参随しており、二年間安居した。文久元年（一八六一）八月十五日には総持寺の妙高庵に輪住しており、元治元年（一八六四）九月十五日に示寂した。世寿などは不詳である。

十八世 天外石橋

天外が靈鷲院住持となった年次は不詳である。大寧寺（長門市湯本）四十六世であるところから、世良莞一『曹洞宗瑞雲山大寧護国禅寺略史』（昭和五十四年四月 瑞雲山大寧寺）によれば、防州華浦の生まれで俗姓などとは不詳。大寧寺四十四世喚（管）山の法嗣で、明治四年に天徳寺（防府市大字下右田）二十三世より大寧寺へ晋住した。

明治初年頃、無住で荒廃していた自任寺（美祢市秋芳町）を、法嗣の石翁大成が復興した際、その復立第一祖に拝請されている。また、大寧寺の伽藍の朽廃が甚だしいため、禅堂や大庫裡を西方寺（周南市大向）に売却し、その代金で本堂の修理を行った。同十四年十月十一日に開かれ

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

た第二次末派総代議員会議に出席しており(『明治十四年曹洞宗務局布達全書』)、同十七年一月八日に示寂した。

十九世 靈本異苗、二十世 祖禅俊乘

十九世靈本は伯耆の出身であり、宝林寺(鳥取県東伯郡北栄町)十一世鐵樹培本の法嗣である。靈鷲院に住持した年次などは不詳であるが、広国院(庄原市東城町)十七世である。広国院の「記録」によれば、弘化二年(一八四五)正月から嘉永二年(一八四九)正月までの五カ年間住持しており、弘化三年春には本堂の屋根替え、翌四年夏には梵鐘を再修造している。安政六年(一八五九)三月十九日に示寂した。

二十世祖禅は長栄寺(静岡市葵区籠上)二世興国文隆の法嗣で、同寺三世、就梅院(名古屋千種区東山元町)二世でもある。靈鷲院に住持した期間は不詳で、明治八年十一月二十一日に示寂した。

二十一世 行契徳橋

二十一世行契は俗姓が犬飼氏で、十五世大典の法嗣である。清海寺(豊川市御油町)十六世でもあり、明治四十四年三月二十二日に示寂した。靈鷲院の住持期間は不詳である。

二十二世 大典文梁

文梁は嘉永四年(一八五二)四月二十四日に尾張国愛知郡香久山村大字赤池で生まれ、安政四年(一八五七)四月八日に清海寺(豊川市御油町)十六世の行契徳橋について得度した。文久二年(一八六二)四月一日には大光院(名古屋市中区大須)三十世の大薩祖梁の結制に入衆し、翌三年十月二日より明治五年七月十五日までは法持寺(名古屋市熱田区白鳥)二十八世白鳥鼎三の下に安居した。同五年冬には、就梅院(名古屋千種区東山元町)四世大礎鐵柱の初会で立身しており、翌六年一月十五日には清海寺の行契徳橋の室に入って嗣法した。同六年四月二日には靈鷲院に住持しており、同年九月二十八日に永平寺で転衣した。

なお、同年冬には靈鷲院において初会結制を修行している。

同十九年一月には曹洞宗務局へ靈鷲院の「寺籍財産明細帳」を提出しており、それによって当時の伽藍堂宇や伝承宝物の仏祖影像、法服法器類及び寺祿財産、墓地、檀家祠堂などが明確になる。当時は遠山姓である。同二十四年十二月五日には、靈鷲院において濃尾震災被害死亡者の追弔会を行っており、その導師を勤めたが、伊藤姓になっている（『能仁新報』第八十三号）。姓が変わった理由は不詳である。同三十二年四月頃には永平寺の特派布教師に任命されており（『能仁新報』第五八六号）、翌三十三年一月十五日には昌福寺（深谷市人見）三十九世の特選住職に命ぜられた（『能仁新報』第六二九号）。その後、金剛寺（尾鷲市北浦町）二十世に転住し、金剛寺で大正三年十一月二十七日に六十四歳で示寂した。金剛寺の卵塔では示寂日が二十六日、享年が六十七歳となっている。

このように文梁は、明治六年四月二日に靈鷲院へ住持して以来、二十七年間にわたって住持を勤めた。そのため靈鷲院は、十五世大典が天保二年（一八三二）に永安寺へ転

住した後、明治六年（一八七三）までの四十二年間に十六世辨玉から二十一世行契までの歴任が実際に住持したか、あるいは勧請されたのである。

二十三世 英仙良雄

良雄は明治十一年十一月十五日に尾張国丹羽郡岩倉町に出生した。同二十四年十二月十日に靈鷲院の大典文梁について得度し、翌二十五年五月二日には大光院（名古屋市中区大須）三十一世の起雲龍跳の下に入衆した。同年十月二日より同二十八年二月十五日までは円通寺（丹波市氷上町）の日置黙仙に随侍し、同二十八年二月二十五日より同三十年十月十五日までは可睡齋（袋井市久能）に昇住した。日置黙仙に随侍した。昭和十一年に曹洞宗務局が調査した靈鷲院の「曹洞宗寺籍簿」によれば、明治三十四年九月七日に靈鷲院へ住持しており、同四十四年四月一日には愛知県第二曹洞宗務所管内布教部委員に任命された。大正元年十二月二十日には曹洞宗第三中学林寮監を拝命しており、同五年九月に退任している。なお、清海寺（豊川市御油町）の過去帳によれば、良雄の兄弟子の大法観梁の肩書

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

に、「清海寺十九世、靈鷲院二十三世、金剛寺(尾鷲市北浦町)二十一世」とあり、靈鷲院二十三世となっている。

しかし、現在の靈鷲院では歴住に入っていないため、何らかの理由で靈鷲院の世代にはならず、金剛寺(尾鷲市北浦町)へ転住したのであろう。二十三世は弟弟子の良雄が就いており、良雄は昭和十一年六月調査の「曹洞宗寺籍簿」を曹洞宗務局へ提出している。その後、同三十二年八月十五日に示寂した。

伝燈 祥山恕麟

享保十五年(一七三〇)二月に靈鷲院を建立するにあたり、正眼寺の末寺となることを出願した。これは福岡一提居士か遠山景供らの出願であったと思われるが、開山は観音寺(西区名西)の頑翁曳石を迎えた。

そこで、当時正眼寺住職であった二十八世松山恕麟は、正眼寺歴住の中、十六世天山用益より先住の二十七世布皓寂宣までの何れかの歴住を勧請して草創開基とし、寺院として認められた後、頑翁を中興開法開山にして、伽藍法の血脈と大事の二物は松山より受けて、正眼寺の末寺となる

ならば何の問題はないとした。(「正眼寺文書」整理番号二一五〇)

ところが、翌月には頑翁の嗣法の虚言、偽書の件が発覚し、翌年には追院されたため、松山が伝法第一祖の勧請開山となった。靈鷲院の位牌には、

當院伝燈祥山恕麟大和尚禪師

とあり、松山が祥山となっている。また、「伝燈」として祀られている。頑翁の位牌は、

當院開山頑翁曳石大和尚禪師

とあり、開山はあくまでも頑翁であった。ただし、位牌は二十一世行契徳橋が建立している。それは明治二年に靈鷲院が火災にあつて焼失したため、同六年に本堂が再建された時、新たに位牌を造立したものと考えられる。

さて、伝燈開山の祥(松)山恕麟についてながめてみよう。正眼寺に所蔵する「正眼寺歴代住山記」によれば、

二十八世

松山恕麟和尚。俗姓濃路慧郡井氏之子。父篤信也。行年六齡之秋。寄覺禪和尚剃髮披衣。天和壬戌之冬初參宗泉伝和尚結会。孜孜出離遊方。東請南詢不記

年。既而空手還郷矣。遂首_レ衆乎。□□□□會也。職
成入_二禪和尚室_一而後。住_二持東濃之長国・本州龍谷之
二刹_一。次享保十一丙午冬蒙_二国君命_一。領_二當山之僧錄_一
織撫。安_二配下_一如_レ思_二赤子_一。先其心実而後治_二平配下_一
也。于_レ時有_二檀越_一。創_二金龍寺靈鷲院_一為_二伝法第一
祖。終于不_レ謝_二當山之錄_一務。而以_二元文元丙辰歲四月
十六日_一示寂。

とあり、美濃出身で六歳の秋、正眼寺二十四世覺禪慧蜜に
ついて剃髮得度を受け、天和二年（一六八二）冬、宗泉寺
（中津川市中津川）六世大允伝光の江湖會に參じた。その
後、諸方へ遊學し帰山した後、覺禪の室に入つて法を嗣い
だ。次いで東濃の福昌寺（中津川市駒場）二世、長国寺
（惠那市大井町）七世の席を継ぎ、龍谷寺（日進市藤島
町）十三世にも就いた。「稿本藩士名寄一寺院ノ部の正眼
寺項によれば、享保十一年（一七二六）十一月に尾張の僧
録であつた正眼寺へ昇住している。金龍寺（稲沢市赤池北
町）、靈鷲院の伝法第一祖にもなり、元文元年（一七三
六）四月十六日に示寂した。その他、知元寺（稲沢市稲島
町）二世、無量寺（みよし市助生町）二世、薬師寺（一宮

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

市丹陽町）開山にも請されている。なお、福昌寺、長国寺
では「松山義柏」となっている。

開基徹顔微笑尼について

開基の徹顔微笑尼は靈鷲院にある無縫塔をみると、表に
「當院開基靈鷲院徹顔微笑尼首座」とあり、台石の「墓
志」には、

墓志

當院開基諱微笑、字徹顔

濃州多良郡源貞則女也、其母木村氏夢昇曦射額而有
娠、元禄四辛未四月八日出時生、幼而聰慧出倫篤好
仏法、丙戌春、嫁本府縉紳藤景供、然常修行一要參
禪会见龍福橋老橋一見而便、雖知法器家風峻峻所呈所
解一不容之親拳死了燒了話痛施鉗錘、弥加激礪越口礼
共忘參扣無虛日歷七十余日、忽然省發直奔、而謁橋老
密伸、其故橋曰、汝徹也、自今日永保護、随分為人、
享保二丙酉歲、從而受菩薩戒并剃度之式、橋及乎晦跡
丹丘使「尼親炙嗣子頑翁石公」尼亦奉命參堂請益無
怠、或於公案詠和歌代頌者多也、石公遂偈以證之、於

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

是乎開基當山石公、石公為開祖、山称久遠、院曰靈鷲、如之外護永安之衰癡再興叢規、寬保三癸亥春、自薙染游方徧扣一時名宿箇稱曰、末世鉄磨也、後結第古渡、齊接方來、其佗衆善不可枚挙、宝曆六丙子秋八月、稍患微疾永安関師竊知病不起、一日往而瞻之、尼向師言、和尚亦眼瞎也否、師曰、何啻山僧、尼曰、盡大地人即今眼瞎罔爾化矣、実閏十一月十日刻也、世寿六十六、孝子遠山氏藤景慶、高木氏源篤貞建塔於院之西北、使山僧銘、銘曰、
塔樣團圓 七尺八尺 靈山授記 天地懸隔

岨

宝曆第七歲次丁丑冬十一月日

現住底大鈍叟識

と微笑尼の行歴が彫られている。これは宝曆七年(一七五七)十一月に靈鷲院七世の大鈍真底が記したものである。また、靈鷲院には「靈鷲院微笑大姉行由并手造円通薩埵朝鮮・琉球拝受契券及太上天皇瞻礼睿感所賜三夕和歌記」を所蔵している。それには、

大凡ソ所貴乎人二者、唯タ在下聞ニキ其道一明ニテ其性一

以テ盡クニ其分トラ而已矣、苟クモ能ク如レトキハ是、則何ソ暇アラシク問フニ男女老少ヲ於其ノ間ニ也哉、蓋シ振レ古ハ雖トモ身在ニト衣冠文武、隊ニ、指ヒ不ニ多ク屈ニ、況ヤ於テヲヤ綺羅叢裏閨房、秀ニ乎、本府ノ縉紳遠山氏室、法諱微笑大姉ハ濃州多良ノ郷源ノ貞則ノ女也、始ノ母夢ニ朝日射ルト自、額ニ、而レ有レ娠ムヲ焉、期至テ乃生ル、実ニ四月八日、日將レ出ニ時ナリ也、因テ称ニ小字ヲ曰フ阿朝、顔悟夙ニ成氣宇不凡ナリ、五歳ニメ偶ク遊ニ親戚ノ家ニ、聴ニ人ノ読ニ本朝信州善光寺弥陀如来感応ノ縁由、始テ信ニ因果ノ理ヲ深ク、婦ニ乘ニ、爾後日ニ称ニ彌陀ノ宝号ヲ者、一百八遍無シ日トメ不ト云フ称セ焉、七歳ニメ随テ母ニ同ク請ニ邑ノ一ノ向専念ノ寺ニ、聞ニ他力ノ宗要ヲ未ダ全ク肯レ之、又請ニ他ノ寺ニ聴ニ妙経ノ講ヲマシク進ニ修ス仏乘ニ也、八歳ニメ閱ニ松見寺如大尼ノ伝記ヲ竊ニ慕レ之ヲ、自誓テ以為吾レモ亦闢ニ一寺ノ基ニ、以テ托ニセント名ヲ於不朽ニ、從レ是レ專ラ注ニ心ヲ吾カ宗ニ、時々參ニ訪シ濟洞ノ名匠ニ、夙夜ニ匪レ懈ルニ、只管静處ニ習禪ス焉、十歳ニメ懇ニ求ストモキハ京師林丘内親王手造円通大士ノ煉像ヲ、則不レ日得レ拜ニ賜スルコトヲ、時ニ母又感ニ前夢ニ、蓋シ日光射ルト微笑額ニ云フ、十三歳ノ冬、嫁ニ遠山氏ニ、

母又感^ル夢^ト如^シ二十歲ノ時^ニ云^フ、十五歲ニメ偶^々有^リ觀^望徒^ト、伝説^ス高野山空觀師^ハ乃^ハ空海師^ノ再生^ニ而^シ、觀師有^リ言^ハル^ト、若^シ有^リ人誦^テ持^テ不動明王^ノ真言^ヲ、滿^ル六百万遍^ノ者^ハ、則^チ頓^ニ脫^ス離^ス凡塵^ヲ、微笑聞^レ之^ヲ深^ク信樂^シ焉[、]即^チ十五歲ノ仲秋^{ヨリ}至^リ十六歲ノ初冬^ニ誦^シ滿^ス、而^シ後^チ又常^ニ靜處^ニ習禪^ス焉[、]偶^々值^テ斷崖橋公^ノ行化^ヲ留^リ滯^ス、^ニ此^ノ府^ニ、微笑^一見^ニ機契^ヲ參禪^ノ問法^ヲ提^テ撕^シ公案^ヲ、忘^レ了^ス寢食^ヲ、一^ツ類^ニ風顛^ニ、橋公鉗^テ妙密^ヲ造詣^ヲ深^ク、一朝忽爾^ト逢^フ著^メ自家屋裏^ノ主人^ノ公^ニ、廓然開悟^シ、遂^ニ詠^テ和歌^一呈^テ所解^ヲ、橋公重^ク拈^テ出^シ許^シ多^ク、公案^ヲ、一^々勘驗^シ歷^テ詆^テ微詰^ヲ無^レ所^レ不^レ至^ラ、微笑機辯^ヲ敏捷^ニ、^{如^シ懸泉^ノ如^シ湧^ク無^レ二^ツ所^レ屈^ス、橋公稱^メ善^ト即^チ休^ス、及^テ乎移^ス二^{榻^ヲ}丹陽^ニ、使^テ大姉^ヲ親^ニ炙^セ嗣子頑翁^ノ石公^ニ、爾^レ來^リ於^テ二^{仏祖^ノ公案^ニ、每^レ有^レ會^ス、詠^テ和歌^ヲ述^テ所蘊^ヲ一^者、不^レ知^レ其^ノ幾^ク許^{バク}首^ト也[、]石公時々淬礪^ヲ作^レ偈證^ス之^ヲ、其^ノ夫君遠山氏^モ亦寬曠優待^ヲ任^セ其^ノ所^ニ為^ス、不^レ制^シ外交^ヲ可^レ謂^フ乾德有^リ容^ニ元^ニ亨^ル者^也矣[、]微笑生平^ニ其^ノ於^テケル^キ夫君^ニ也[、]不^レ唯^ニ唯^ニ恭敬奉事^ヲ拳^ニ捷^ニ案^ヲ齊^ニ眉^ニ、以^テ三^ニ婚成^ニ歲久^ニ未^レ末^ニ自成^レ胎^ヲ、乃^チ置^テ之^ヲ妾^ニ、使^シ之^ヲ晨夕^ニ侍^テ夫}}

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

君^ノ枕席^ニ、割^レ愛^ヲ無^ク忌^ム、周旋拈据^シ、唯^テ夫君^ノ疑沮^セシ^ノ之^ノ懼^ル、其意専^ラ在^リ二^{嗣續^ヲ}得^レ人^ヲ以^テ克^クレ^シト云^フ、家^ヲ耳^ニ、積善^ノ所^ニ致^ス天佑^ヲ吉人^ヲ、終^ニ得^テ二^{子^ヲ}一^{女^ヲ}二^{男^ヲ}、鍾愛撫育^ヲ未^レ嘗^テ有^レ彼此^ノ之間[、]各^々得^テ遂^ケ其^ノ生^ヲ繼^リ其^ノ家^ヲ、足^レ以^テ觀^ルニ^ハ龜斯振々^ノ之^ノ化^也、可^レ謂^フ坤德有^リ成^ル、利^レ貞^ニ者^也矣[、]曾^テ珍^ニ襲^メ双親^ノ手^ヲ沢^ニ尺素^ヲ、手^ヲツカ^ラ与^テ二^{樞業^ヲ}同^ク燒^レ之^ヲ春^ニ磨^メ其^ノ灰燼^ヲ、漆^シ之^ヲ、煉^リ之^ヲ、恭^ニ模^ニ出^シ觀音大士^ノ肖像^ヲ、其^ノ間^ニ稱^レ号^ヲ持^レメ^ル之^ヲ、不^レ少^ク懈^ラ焉[、]蓋^シ其^ノ様^ヲ全^ク抛^テ林丘^ノ内親王[・]元瑤^ノ大師^ノ之^ノ規^ニ、而^シ其^ノ數^ハ已^ニ向^テ二^{千^ニ}千^ニ軀^ニ、為^テ其^ノ像^一也[、]相好端嚴^ノ面目生動^ノ一瞻^レ一禮^レ孰^レ不^レ感^仰、且^ツ頌^フ之^ヲ、諸^ヲ日本^ノ六十余州^ノ名区勝跡^ニ、尚^ホ有^リ二^{信^ヲ}樂^ヲ之^{徒^ト}、則^チ不^レ問^フ二^{縑^ヲ}素^ヲ貴^{賤^ヲ}、与^テ之^ヲ奉^セム焉[、]至^リ若^ク附^ク諸^ヲ商舶^ニ、遠^ク伝^フ于^テ異域^ニ、如^シ二^{其^ノ}朝鮮[・]琉球^一、則^チ親^ク傳^フ契券^ノ印記^ヲ永^ク以^テ為^レ證^ト、其^ノ余^ニ契券^ヲ未^レ到^ラ、更^ニ俟^ツ他^日雁信^ヲ耳[、]曾^テ寄^テ二^{肖像^ヲ}於^テ林丘^ノ内親王^ニ、内親王感喜^ニ措^テ之^ヲ、伝^テ入^リ内庭^ニ太上^ノ天皇^ノ拜^シ之^ヲ、禮^メ之^ヲ睿感^{不^レ}常^{ナラ}、乃^チ以^テ本^ノ朝^ニ所謂^フ三夕^ノ和歌[、]公卿^ヲ措^テ紳所^ニ手^ヲ題^ス者^上、降^レ之^ヲ賜^レ之^ヲ以^テ深^ク賞^ス勞

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

ス之、可レシ謂ツ希有殊勝ノ盛事ナリト矣、如クハ夫在ニテ吾カ国ニ施
与スル者ノ、梗概トシ、則チ有ニ別記一紙ニ梓ニ行于世ニ且ツ
詠メ和歌ヲ、以テ述弘通ノ意ヲ、併附ニ刻シ之ヲ傳播日久
シ、矣、如キハ其ノ朝鮮・琉球ノ所贈之契券并ニ太上天皇
皇所レ賜フ之三夕ノ和歌ノ則未レ有レ記スルコト之ヲ、只恐ル朽
蠹篋底ニ、泯ニ泯ニ乎後世ニ也、因テ今ヲ請フ余ニ記セヨ
其ノ大略ヲ也、蓋シ其ノ意蔵ニ諸ノ靈鷲精舎ニ、永ク以テ為ニ
常住ノ鎮ト、庶ニ使ニト後ノ人ヲ知レ有ニトヨ、如此レ希有殊
勝ノ事ニ也、余於レ是ニ乎不レ獲ニ固辞スレト、起テ而歎シ且ツ
告テ曰ク、善哉、善哉、大姉謹ク閱ニスルニ法華妙經ト、曰ク、
或ハ木密・泥土等、乃至童子ノ戯レシ、聚メ沙ヲ或ハ以テ膠漆
布ヲ、嚴飾メ作ニルモ仏像ヲ、皆已ニ成ニスト、仏道ヲ、金□親宣豈
欺レカン我レヲ哉、方ニ今大姉至心ニ称号持咒メ以テ製シ之ヲ奉
之ヲ、至ニ千軀ノ之多ニ施ス万里ノ之遠ニ、与ニ夫若シハ童
戲、若ハ散心ノ之所ト為、霄壤懸隔ナリ、成仏奚疑ハン、又
ク閱ニスルニ涅槃大經ト、仏告ニ四衆ニ言ク、知レ有ニ仏性ニ、雖ト
モ女ト為レ男ト、不レ知ニ仏性ヲ雖トモ男ト為レ女ト、乃至広ク説ク
豈唯塑レ像ヲ結ニ縁ヲ於遐邇道俗ニ而已乎哉、自レ幼

才華茂逸志氣超邁、遍ニ参シ知識ニ、聞キ道ヲ明ラメテ性ヲ
殆、如ク宿契アルカ、苟モ自レバ、匪下風ニ植ク靈根ノ厚培ニカフ德
本ニ者、安ク能ク至ニ干斯ニ乎、□猶且ツ夜々ト勤メ而不レ止
マ、極ニ盡スルモ其分ヲ、則レ所謂不レ転ニ此ノ生ニ、即チ
證ニ大覺ニ者、実ニ不レ可レ誣フ焉、況ニ初ノ志ニ開ニ基
靈鷲ニ、且ツ請メ頑翁石公ヲ為ニ開祖ト、晨香夕燭紹ニ隆シ三
宝ヲ、住ニ持メ法道ニ弘ニ濟シ人天ヲ、以テ此ノ福業ヲ預ニ修シ
自利利他莊ニ嚴スルキハ報土ヲ、則チ事理透徹解行純全、
古昔ノ総持鉄磨ノ輩又タ何敢テ讓ラン也、□是レ蓋シ心トキ
以テ女身ヲ得度ス者ニハ、即チ現ニ其ノ身ヲ、而モ為メニ説ク法ヲ者
ナラン歟、其レ孰ク云レ非ニ五濁ノ蓮華火裏ノ優鉢ニ乎、夫尋
木ハ起ニ於芽蘖ヨリ、洪波ハ出ニ乎源泉ヨリ、方ニ今靈鷲ノ之
為レ院也、開□未レ久カラ、常住未豊カナラ他時通代住持
不レ乏レカラ人ニ、且ツ知ニ大姉有ニトヨ、如レ是ニ希有殊勝ノ之偉
績、而万鈞ノ大法一肩ニ荷負シ、永ク使ニトキハ宗風ヲメ不ラ
墜レ地ニ、則チ天龍推レ轂ヲ、王臣望レテ風ヲ以テ成ニリ一方ノ巨
刹ト、安ニ手指ノ龍象ヲ、大イニ建ニテ法幢ヲ立ニテ宗旨ヲ、坐
見ニ儼然未散ノ会ヲ於今日ニ者、其レ拭目可キ埃耳、所レ
祝ニ在レリス、是レ余カ之所ヲ以、□応ニ其ノ需ニ特ニ記シ

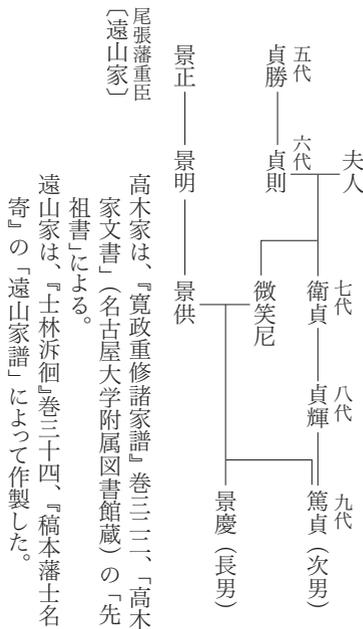
其ノ要^ヲ、旁^{カクハラ} 狀^下大姉ノ行由親告^ル於余^ニ者以テ告^ル後ノ人^甲者、尔^シ、雖^ト然^{カモ}如^レナリト是^ノ吾^カ宗更^ニ有^ニ一箇^〇□藍、不^レ勞^セ經營^ヲ、不^レ仮^ニ工匠常^ニ在^テ汝^チ諸人ノ脚下^ニ重々□□三世ノ諸仏、歴代ノ列祖乃至周徧法界^ニ、情^ト与^ト非情^一悉^ク皆^テ在^テ其^ノ中古、經行坐臥全^ク無^ニ広狭^ノ之相、更^レ絶^ニ上下^ノ之封^一今^マ欲^レスル^ニ指^{セント}其^ノ方所^一恐^ラ諸人ノ錯^テ会^セシ^テ也、如^ニキハ ○以下欠

これらによつて微笑尼の伝記をみると、微笑尼は元禄四年（一六九二）四月八日に美濃国多良郷（現在、大垣市上石津町）の六代目西高木貞則の女（弘化三年八月「先祖書」によると、貞則には男三人、女四人あつて、その四女であつた）として誕生し、俗名を可賀といつた。宝永三年（一七〇六）春、遠山景供に嫁したが、自分には子ができなかつたため、景供の側室にできた二人の子を引きとり、養育して兄（景慶）を遠山家の世継ぎとし、弟（篤貞）を高木家の継子とした。⁽¹⁾ 微笑尼は若い時から参禅しており、初め龍福寺（京都府船井郡京丹波町）開山の断崖独橋について禅をもとめ、ついに妻としての勤めは終つたとして、

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

享保二年（一七一七）に二十七歳で断崖について菩薩戒を受け剃度の式を挙げた。しかし、未だ有髪であり大姉であつた。⁽²⁾ また、弟子の頑翁曳石にも参禅しており、さらに、「観自在菩薩塑像一千軀并藕絲袈裟記」によれば、黙子素淵にも参じたといわれている。⁽³⁾

旗本
（西高木家）



微笑尼の仏道入門の動機は不明であるが、一説によれ

ば、遠山の白狐といわれる美貌であつたが、了然禅尼が美しい顔を焼いて白翁和尚に参禅した故事にならつて、焼き火箸で自分の顔を傷つけ、その決意を夫の景供に訴えて仏門に入ることを許されたともいわれている。⁴⁾その出抛は不詳であるが、「尾張微笑尼首座因縁」と題する因縁話を所収した一冊が龍雲院(北海道松前郡松前町)に所蔵している。それは「永平高祖建撕記弁抄」「永平高祖壁書」「物先禅師垂示教歌」「蚕養本起因縁事」などと合綴されており、「永平高祖建撕記弁抄」は『建撕記』の講述であるが、講者や講述年次は不詳である。しかし、末尾に「再写而以伝後世沙門」頑童拜書写 良牛投五百拜書」と識語があるところから、頑童と良牛が書写したものである。また、「尾張微笑尼首座因縁」は末尾に「天保十三^{壬寅}秋 良牛謹書写」と記されているところから、天保十三年(一八四二)秋に良牛が書写したものである。なお、良牛については不詳である。

ところで、「尾張微笑尼首座因縁」は内題の下に「余ニ信州豆腐屋於参ノ因悟附ケタリ。施食請因」と書き加えられているため、微笑尼の因縁話ばかりでなく、信州の豆腐

屋の参禅の因縁とか大施餓鬼の因縁話なども所収している。そこで、微笑尼の因縁話をあげてみると、

尾張名古屋ニ、遠山伊豆守ト云寺社奉行ノ娘、歴々ノ彼ノギフノ御家老ノ処嫁リ成シテ、色々不仕合ヂヤ。終ニハ、夫トニ死ニ別レ、直ニ髪ヲ切テ名古屋ノ禅寺町ノ永安寺ノ頑翁和尚ト云知識ノ処へ参リ、御弟子ニ成シクダサレト云テ、色々願ガワレタレバ、方丈ノ仰シヤルニハ、マタ々々年モ漸ク廿チ余リ、殊ニ余リ器量モ勝レテ有レバ、尼ニ成テ却後悔イセン、先々篤ト分別ヲ取リキメテカラト申サレタレバ、御尤千万テ御坐リマス。左羊ナラバ篤ト分別致テ御坐郎ト云ナガラ、ソバニ有ル火鉢へ火箸シ二本共ニズツト入テ焼キ良ヤ。暫ク涙ヲ流テ居タカ、イヤ々々イカホド言葉ヲ尽テ御願ヒ申シ上テモ、此ノナリデハ御承知クダサルマイトカクゴヲ極メ、紅ノ如クマツカニヤケタル火箸ヲ一束ニ以テ、兼テ覚悟ノ前ナレバ、額ヲヨリ左リノ目ノ下カラ右ノホウ迄テズツトカキサカシ、面顔ヲ痒ズガラケニシテ、扱私ノ分別ノ是ヨリ外ニ御坐ラヌ、是非トモ出家シテ両親モ病身ナレバ、第一ニ親ノ祈祷

ノ為メ、二ツニハ夫トノ菩提ノ為メ、何卒御弟子ニ成シクダサレト申シ上ゲタレバ、頑翁禪師ニモ心ナサレ、ア、其ノ志ノ信心ナラバ随分出家道モ全フシテ坐禪モ出精スルデ有郎ト仰レテ、即剃髮シテ其ノ名金鐵モ打碎ク程ノ志シ有ト云心ニテ、鐵顔微笑尼ト御付ケ成サレタ。扱テ其ナ信心ノ手ズヨリ御影、尚ヲ又タ此ノ禪師ノ追イ々々御示ニ預リ、後ニハ日本ニモ希ナル比丘尼ノ知識トナリ、名ヲ天下ニ弁シタヂヤ。夫ヨリ日本中ノ尼僧共急（急）チ雲霞ノ如ク大勢集ツテ坐禪シタ。扱此ノ微笑ノ隨身ニ段々ヨイ尼僧ガ出来、春澄ノヤレ、探玄ノヤレ、高牛ノト云歷々ノ尼僧ノ知識ガ沢山出来タ。今マテモ北国辺ニハ諸方ニ十人二十人ト隨身ヲ置キ、坐禪ノ世話スル菴主ハ皆ナ此ノ微笑ノ流レヂヤ。于レ時此ノ微笑思フ半ニハ、吾レカ、ル難レ有レ仏法奥義迄悟リ、殊ニ大勢ノ隨身ヲ引連レ諸方ヘ請待ニ逢コト、実ニ女身ノ取テ此上モ無ヒ出世ト。是ト云モ、夫トノ墓カナイ最斯ヲ致ササタガ信心ノ種ト成リ、其ノ上ヘ御師匠モ難レ有レ折々ノ教訓ソノ難レ有レ御教化力骨身ニ徹シ、カ、ル難レ有レ御教化ノ身ノ上ト成ル

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

ハ、偏ニ師匠ノ御影ケヂヤ。イカ羊ニシテ、此ノ御恩ヲ送り奉ラント。色々ノ心ヲ碎テ、終ニハ靈鷲院ト寺ヲ一ケ寺、名古屋ノ東在赤池ト云村ト云処ニ建立シテ、師匠ノ頑翁和尚ヲ御開山トシテ、大勢ノ隨身ノ尼僧衆ト諸口共ニ名古屋ヲ折々托鉢シテ、永代祠堂金ヤ田地迄沢山ニ付テ置レタ。今ニ相応大地ヂヤ。夫レヨリ代々知識方タ計リ住職ナサレルヂヤ。此ノ微笑ノ一生ガ間タ、隨身ノ者ヘ示サレタ悟ノ歌ナト集メテ弟子共カ板ニスリ一卷ト成シテ、今ソノ靈鷲院ト云寺デ施スチヤ。其中ニ色々面白イ歌トモ有。中ニ今マ死ルト云フ時ニ成テ、黙子禪師ヘ年始状ヲ送ルトテ、筆ヲ取テ歌ニ、

古へも今もかわらて咲梅の

花の匂ひをいかにやは聞

ト詠テ、其ノ次手ニトテ大病ノ中ナレトモ、親類ヤ法類ハ言ニ不レ及、隨身ノ者迄ヘ皆ナ歌一首ツ々一生ノ片身ニトテヨミ残シテヤラレタ。扱テモウ是レテ安氣ヂヤ。何ニモ言イ置ク事モ無イト云ナガラ、ソノ筆ヲ置キナガラ、ソソナリデ目ヲトヂテ、実ニト目出度イ

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

臨終ヲイタサレタコトガ、其ノ伝記ニ悉ク書キ記テ有ルヂヤ。又々平生看經スル所へ、年中タヤサズ定香ヲ盛テ置テ、其ノ抹香ノ炭^くデ觀音ノ尊像ヲネリ堅タメツクリ立テ、一生甚タ信仰イタサレタト有ル。今ニ志州常安寺ニ奉納シテ御坐ル。

とある。微笑尼が夫と死別して出家したこと。頑翁の弟子になる時、覚悟を披瀝するため焼いた火箸を左の目の下から右の方まで焼いたこと。その後、靈鷲院を建立して随身の尼衆とともに托鉢して永代祠堂金や田地などを寄進したこと。微笑尼は年中、定香を焼いて、その抹香の灰を練り固めて觀音像を作っていたことなど出家の因縁や略伝などが記されている。しかし、微笑尼が菩薩戒を受けて剃度し大姉となった時と剃髪して尼僧となった時の因縁話が入り交じっており、また、遠山伊豆守で寺社奉行の女であったとか、岐阜の御家老のところへ嫁いだというなど、誤りが多いため、信憑性のある因縁話とは信じ難いものといえるのである。

このように、微笑尼は断崖と交り、さらに、法嗣の頑翁下でも参禅していたところから、頑翁が享保八年(一七二二

三)冬、觀音寺五世となった後の同十五年(一七三〇)に、靈鷲院の開山に迎えたのである。

微笑尼は菩薩戒を受けた後、父母の手紙に『觀音經』を書き、櫛の葉にも觀世音菩薩の称号を書いて焼き、それを白でついで漆で煉り、觀世音菩薩像を一千体造り、全国の寺院はもちろんのこと、遠く琉球、朝鮮の寺院にまで納めた。⁽⁵⁾靈鷲院には、その受取証というべく「⁽⁶⁾觀音⁽⁷⁾煉像諸国得券牒」を所蔵しており、その序文を享保九年(一七二四)に武州靈隱大慈翁門徒が

觀音大士煉像記

此救世大士之煉像者、濃州多良郷高木氏息女、法諱微笑之所造也、微笑居常聚双親手沢之華賤、每賤書普門品、焼而斂其灰燼、又采采櫛葉若干、每葉書大士号、同焼而足過半、併納之白中、命侍女搗三十三万有余、下自以聖号計杵数、齏粉成而黑漆煉其製也、慣京華林丘寺内親王之規模、脱幾像庶幾頌藏之諸州名藍、為双親并上菩提、尙有信心之曹不問、縑素応需而寄与之素微笑之志願也、微笑、俗名可賀曾、為尾州遠山氏某室、人琴瑟相和、自若帰我大慈翁法道、而受以今法

諱、其志操可知焉、令予記造像之始末、而拡充諸遐邇
云、皆享保第九龍舎甲辰某月日、武州靈隱大慈翁門徒
某記

微笑

明らけき道のしるへそ浜千鳥

はかなき跡を世々に残して

と記している。諸国得券牒を年次順にあげてみることは
別稿^⑥で行ったが、享保十年（一七二五）から元文四年（一
七三九）頃迄の受取証が残っている。また、観音像を製作
した鋳型も残っている。

享保十五年（一七三〇）には頑翁曳石を招いて靈鷲院を
開いたが、すでにみたように、頑翁は嗣法に関する虚言、
偽書によつて翌十六年に靈鷲院を追院されてしまった。当
時の微笑尼の行動はまったく明らかにならないが、落胆し
ていたことであろう。同年中元日（七月）には土佐将監が
画き、代々伝えられてきた涅槃画像を靈鷲院に寄附してい
る。その裏書には、

靈鷲院微笑大姉者、遠山藤原彦左衛門景供之故室而、
俗名可賀、高木氏之女也、其先祖母濃州高須城主小笠

靈鷲院の歴史の略伝（下）（川口）

原左衛門佐信之之女而、武田信玄之姪也、此仏涅槃之
聖像一軸、土佐将監之所絵、世々伝家崇奉来尚矣、茲
今享保十六龍次辛亥中元日寄附山門、永為常什具矣、
山僧略書其顛末、而以為之誌焉

尾州愛知郡赤池邨久遠山靈鷲院住持比丘證明極手書印

印

とあり、すでに二世明極即證が住職に就いており、裏書を
記している。

ところで、微笑尼は寛保三年（一七四三）春に薙髪し
た。「高木家譜」によれば、「延享元年」（一七四四）と
なっているが、これにより尼僧として諸国を行脚し碩徳に
参侍した。その後、古渡（名古屋市中区古渡町（正木町））
に一庵を設けて修行僧の拝宿所として接待していたが、
「高木家譜」には「延享二年に古渡村の別荘に閑居した」
とある。古渡の一庵とは、寛政期頃（一七八九―一八〇
〇）の「愛知郡村邑全図 古渡村」によれば、古渡村の大
泉寺の南側に郷蔵があり、その南側が「遠山ユキエ下ヤシ
キ」とある。また、天保年間（一八三〇―一八三三）の「古渡
村」の絵図によれば、伝昌寺と百姓屋敷、字若宮東の間に

「遠山大膳様御扣地」とあり、ここが遠山鞠負マキエ、大膳と称した遠山景慶の別邸(控屋敷)であることが明らかになった。景慶は微笑尼の息子であり、微笑尼はここに一庵を設けて修行僧の拝宿と接待を行ったものと考えられる。現在の中区正木二丁目周辺で、正木公園あたりと思われる。

なお、寛政期の古渡は市部庄古渡村といい、東西十六町、南北八町の広さで、家の数は四八六軒、人数は二、二四人で、内訳は男性が一、一二〇人、女性は一、一〇四人であった。御除地は郷蔵七畝廿一步、洞仙寺は五畝十一歩、元興寺は一反式畝三歩、暗が森は五反二畝廿四歩、釈迦堂四畝廿歩、大神森五畝拾歩、大日堂二畝廿歩(ただし、今は靈山寺へ入る)東懸所一万坪、くぼのみどう、かまのかみ、織田信秀の城跡、為朝の塚などであった。

寛延三年(一七五〇)から翌年にかけて、城中(名古屋城のことか)の放生池から蓮千束を得て、その織維で袈裟を作り贈っている。「観自在菩薩塑像一千軀并藕絲袈裟記」によれば、僧伽梨衣(九条―二十五条衣)を六肩、麝多羅僧伽梨衣(七条衣)を一肩作り、それを永平寺(福井県吉田郡永平寺町)、総持寺(現在、大本山総持寺祖院、輪島

市門前町)、興聖寺(宇治市宇治山田)、當麻寺(葛城市當麻)、正林寺(大垣市上石津町)、曼陀羅寺(江南市前飛保町)、靈鷲院へ贈っており、袈裟の裏側にある書入れや袈裟を入れている箱の書入れなどについては、別稿で考察した。⁸⁾また、藕絲守持衣を多くの耆年老宿に贈っている。面山瑞方へも九条衣を贈っており、『面山広録』巻二十の「藕絲守持衣記」によれば、

惟夫。袈裟者無相衣也。福田衣也。而具三体量三義。且謂其量。興教明禪師。初在講肆看教。至下迦葉尊者持釈迦丈六之衣。在鷄足山候彌勒下生。將其衣事令披在千尺金身。応量恰好。因此有疑。乃往見韶国師。拳其説畢云。為復衣解長耶。身解短耶。韶云。座主卻是你会。師乃慍色抃袖而去。韶云。小兒子山僧若答汝而是。當有三因果。汝若不是。吾當見汝立報。師帰院七日後吐光。遂往国師前求懺悔。韶云。仁者如人倒地。因地而倒。因地而起。地不曾教汝起倒。師云。若得疾藥。誓在三座下披衲。韶乃有頌云。仏道齊。宛爾高低。釈迦弥勒。如三印印泥。古人示其量也如

是。体之与_レ色亦復如_レ是。若滯_二凡見_一。則未_レ免_二因
果_一。其驗分明。昔鑿山祖師製_二小衣_一而護持。祇陀大智
禪師亦傲_レ焉。余亦慕_レ蹤。頃授_二之法屬_一。今所_二護持_一
者藕絲九條。而尼微笑之所_二製也_一。此尼者。尾州之士
高木貞則之女。而嫁_二於州之遠山景供_一。而產_二兩男_一。兄
者遠山景慶。弟者高木篤貞也。後發心入_レ道。建_二靈鷲
院於州之愛知郡赤池村_一而居焉。時乞_二藕絲於国侯_一。而
手織為_二小衣_一。不知_二幾多_一。其製巧妙。余得_二一衣_一。方
一尺有余。衣背記_二和歌一首并名_一。余常掛_レ之。淨而輕
矣。尼者以_二宝曆六年丙子十一月_一。得_二歲六十六_一而逝
云。余作_二袈裟贊_一。亦記_二之衣背_一。并為_二之記_一云。贊語
如_レ左。微笑拈_二華藕絲織_レ霞。千仏標幟列_二祖木叉_一。一回
纒掛忽除_二八邪_一。福須弥岳德恆_レ河沙。經論委説_二玄妙莫_レ
涯。感戴日日_二文仏_一积迦。

とあり、贈られたことをいう。なお、方一尺有余の袈裟も
贈られており、袈裟の裏に和歌一首が記されている。これ
らの袈裟は、面山の住持した空印寺（小浜市小浜男山）や
永福庵（小浜市奥田縄）には所蔵されていない。

宝暦二年（一七五二）には、尾張藩より大野庄西之口三

（靈鷲院の歴史の略伝（下）（川口））

千石が遠山伊豆守の領地として給知された。⁽⁹⁾ここは、すで
に先祖の遠山掃部勝吉が初めて領知とした所で、神明社の
南に遠山景供の屋敷があった。榎戸境から大野境までは遠
山氏殺生場の標柱が立っており、大野の海岸で牡蠣を養殖
したのは遠山氏ともいわれている。⁽¹⁰⁾

微笑尼は大野の浄土宗西山深草派・東龍寺（常滑市大野
町）の末庵であった地藏堂を微笑庵（地藏山微笑庵、現
在、微笑寺、常滑市西之口）と改めて隠棲した。地藏堂時
代の前住の位牌が微笑寺に、

當菴前住 安普休心小徳

億峯恵念小徳

長安祖慶小徳

と記され祀られている。また、微笑尼の位牌には、

（表） 當庵開山靈鷲院徹顔微笑尼和尚

（裏） 濃州多良住高木新兵衛 源貞則娘

尾州遠山彦左衛門 藤原氏景供妻

とある。

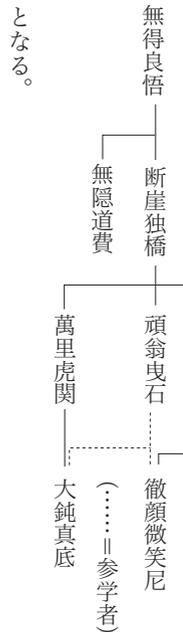
微笑寺には、微笑尼が作った抹茶茶碗がある。茶碗には
三羽の立鶴が画かれており、裏には刃の銘がある。直径

九・五センチ、長さ十センチの厳(極)寒の抹茶茶碗で、箱を包んでいる袱紗には、遠山家より微笑堂へ奉納された打敷で作られたことが記されている。

微笑尼は陶芸を楽しんでいたようで、古美術商の柴田鈞造は、その著『国焼のしるべ』(昭和五十三年十一月 柴田鈞造) 十一頁に、近世国焼の一つとして微笑尼の楽焼をとりあげている。しかし、その後、抹茶茶碗は微笑堂から持ち出されていたが、昭和十九年に同村の小(戸)嶋要蔵という織布工場の主人が亡くなり、通夜の時、床間に掛けられていたのが微笑尼揮毫の「婆子焼庵」の歌であった。また、同家には微笑尼作の茶碗も所蔵していた。そこで、小(戸)嶋氏の暮友の辻某氏が遺族に、微笑尼の遺作二品を微笑堂へ寄進することを説き、同年五月に寄進されたのである。なお、同時に微笑尼の「婆子焼庵」の揮毫の軸も寄進されている¹¹⁾。

宝暦六年(一七五六)八月には病となり、頑翁の弟弟子で永安寺十一世の萬里虎関が見舞に行くや最後の禅問答を行い、ついに閏十一月十日卯の刻に世寿六十六歳で示寂した¹²⁾。なお、微笑尼は永安寺も復興して中興開基となつて

おり、薬師寺(名古屋市中村区中村中町)、微笑堂(現在、微笑寺、常滑市西之口)も復興した。微笑尼の關係した法系をみると、



となる。
昭和四十九年に靈鷲院二十四世龍門石寿は、山林の一部を開発して四三一五平方メートル(約一、三〇〇坪)の墓苑を造成することを行なった。それにもなつて翌五十年五月より遠山家の墓地を移転することになり、その工事中にほとんど白骨化した三体が発掘された¹³⁾。その一人に微笑尼がいる。約一メートル地下に導石があつて、それには

此下に棺あり、此地もし用あらハ、あはれみて外の所へうつしおさめたまへ

哀子 遠山彦左衛門藤原景慶 泣血して誌す
高木新兵衛 源 篤貞

濃州多良住高木新兵衛源貞則女也

尾州遠山彦左衛門藤原景供室

号靈鷲院殿徹顔微笑尼首座墓誌

宝曆六歲丙子閏十一月十日

とあり、景慶、篤貞が記していた。遺骨は大小四十五片が出土した。その他の二体は遠山景慶（節操院殿）、その子の遠山景恭（松声院殿）で、景慶は微笑尼と同様の導石があり、その石刻銘は、

此下に棺あり、此地もし用あらハ、あはれみて外の所へうつしおさめたまへ

哀子 遠山市九郎藤原景恭
同要人 泣血して誌す

尾州名古屋住遠山伊豆守藤原景慶号

節操院殿前豆州從五位下朝散大夫恭運寛忠居士墓誌

（明也） 八歳辛卯六月二十九日

とある。木棺中の常滑焼甕棺の中に安座しており、遺骨は完全な状態で取骨した。副葬品は大小木刀などがあり、明和八年（一七七二）六月二十九日に没している。

景恭は、棺の型も遺骨も完全な状態で出土した。副葬品として陣羽織、綿入着物などがあつたが、腐蝕していた。文化八年（一八一）九月十日に没している。

その他に屍蠟化した三体があり、生前の姿近くに保たれ

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

ていた。それは景恭の夫人（健徳院殿）で扇子、数珠などの副葬品も出てきた。文化三年（一八〇六）十月晦日に没している。

次に遠山景恭の子の景雄（大雄院殿）で、導石には、

此下に棺あり、此地もし用あらは、あはれみて外の所へうつしおさめたまへ

哀子 遠山太前藤原景道
嫡孫加藤市九郎 泣血して誌す

とあり、大小木刀、竹製させる、長袴などの副葬品もあつた。なお、天保十四年（一八四三）十二月十八日に没している。

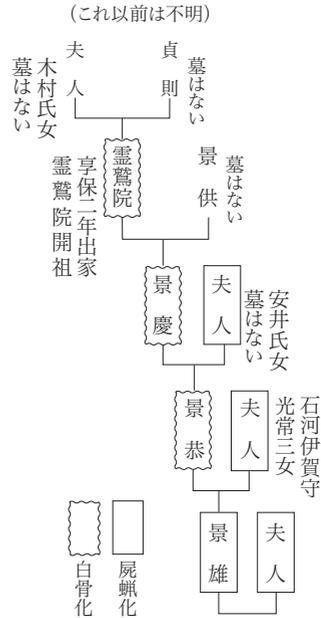
次に、景雄の夫人で、剃髪した豊満な大柄の遺体であつた。導石には

此地遠山伊豆守室也、用をあらはあはれみて外へうつし給へ

とあり、副葬品に扇子などがあつた。慶応二年（一八六六）六月十八日に没している。

その他に早世の子女の墓（宝篋印塔）二基も改葬されており、七月四日に火葬して新墓地に改葬した。遺体の状況と遠山氏系図^⑮をあげてみると、

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)



となる。

(1) 微笑尼の俗名を可賀と称したことは『観音諸国得券牒』(靈鷲院蔵)に所収する「観音大士煉像記」による。また、出身の高木家は旗本であり、父貞則は六代であった。詳しくは『高木家文書目録』巻一(昭和五十三年三月 名古屋大学附属図書館)九頁の解題を参照されたい。篤貞(初め貞刻という)は享保十六年正月に高木家(西高木家)八代貞輝の養子となり、同年四月六日、九代の家督を継いだ。(弘化三年八月「先祖書」(高木家文書)F・一・一・七)なお、同書三十一頁の「西高木家略系図」参照。したがって、微笑尼

は遠山、高木両家が外護者となつて、靈鷲院の開創をはじめ永安寺の復興などに尽力したのであろう。

(2) 享保九年十月に、頑翁が微笑尼へ示した偈(靈鷲院蔵)に「示靈鷲院微笑大姉」とあるため有髪と思われる。頑翁は「前永平」とあるが、享保十四年に永平寺で出世しているところから、本偈は後に成つたものと思われる。

(3) 黙子素淵に参じたことは、断崖独橋の弟子子無隱道費が宝暦二年(一七五二)三月に記した「観自在菩薩塑像一千軀并藕絲袈裟記」にいう。原本は靈鷲院に所蔵するが、『無隱和尚雜華集』巻五にも所収している。

(4) 出家した理由の一つに、「遠山の白狐」といわれる美貌であつたが、焼き火箸で自分の顔を傷つけて、出家の決意を夫の景供に訴え仏門に入ることを許されたといわれている。『上石津町史』通史編(昭和五十四年五月 岐阜県養老郡上石津町役場)三六五頁

(5) 「観自在菩薩塑像一千軀并藕絲袈裟記」による。

(6) (8) 拙稿「微笑尼の観世音菩薩像と藕絲の袈裟について」(平成二十一年三月「愛知学院大学教養部紀要」第五十六卷第四号)で考察した。

(7) 拙稿「靈鷲院開山頑翁曳石と二世明極即證について」(平成二十一年七月「愛知学院大学教養部紀要」第五十七卷第一号)で考察した。

(9) 『大野町史』(昭和四年十二月 大野町役場)一三七頁以

下及び『常滑市誌』（昭和五十一年三月 常滑市役所）七五八頁。

(10) 『大野町史』一三七、一三八頁。

(11) 山本等「柴田鍛造翁「国焼の志留扁」微笑尼焼について」（発行年月、発行所未詳）、古橋哲雄「微笑尼が作った藕糸織」（平成十七年四月「日刊西美濃わか街」三三五号）による。

(12) 微笑尼の示寂日は墓塔の銘によるが、名古屋大学附属図書館所蔵の「高木家文書」には逝去についての文書があり、「靈鷲院様御逝去二付御悔留帳」（F・十一・一・十九あ）には、永安寺と靈鷲院から御悔されている。また、「御忌服御届書」（F・十一・一・十九い）には、

尾張殿家中遠山彦左衛門方に罷在候私実母當月十日病死仕候

忌 五拾日 閏十一月十日より
来正月朔日迄

服 拾三月 子閏十一月より
丑十一月迄

右之通忌服受申候此段御届申上候 以上

閏十一月十日

高木新兵衛

とあり、高木家の養子となった新兵衛（篤貞）が、忌服の御書付を届けている。なお、天明二年十一月の「靈鷲院様二十七日回忌御法事取調之覚」（F・十一・一・五十二）には、

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

二十七回忌と二十三回忌のことが記されており、西高木家八代貞輝が、享保十三年に再建して西高木家の菩提寺とした正林寺（『上石津町史』通史編 八八四頁）と微笑尼が復興した永安寺（名古屋市東区東桜）において執行されているように、高木、遠山の両家で供養されたことが明らかになる。

(13) 永安寺の復興については墓塔の銘に「護永安之衰廢再興叢規」とあり、『名古屋市史』社寺編（大正四年七月 名古屋市役所）五八七頁にも指摘している。永安寺には遠山景供（永光院殿廓峰一晴居士）とともに「靈鷲院殿徹徹顔微笑大姉」とある墓塔があり、景供の命日の「享保十五庚戌九月十八日」の銘がある。

(14) その様子は『上石津町史』通史編三六四頁及び『愛知県日進町誌』本文編（昭和五十八年三月 日進町役場）四一五、六頁に記されている。

(15) 『上石津町史』通史編三六四頁よりとりあげた。

遠山景供と微笑尼の子

伝記でみたように遠山景供と微笑尼の間に実子はいなかった。しかし、微笑尼は景供の側室が生んだ二人の男子を養母として育て、また、養女もいたようである。『士林浜洄』卷三十四の遠山氏の系譜によれば、景供には景慶、

貞刻、女子の三人の子がいる。『稿本藩士名寄』の「遠山家譜」には景慶、篤貞の二人、「遠山略譜」には景慶、篤貞、女子の三人、「系譜」には女子、女子、景慶、篤貞の四人があげられている。資料によって二、三、四人の三説がみえるが、男子の兄弟は明らかになるものの、女子については不詳である。そこで、判明している三人の子についてながめ、最後にもう一人の女子について考えてみたい。

景慶は勤書や墓誌によると、享保四年(一七一九)九月十六日に生まれ、同十五年(一七三〇)十一月九日に父の家督を継ぎ、知行千五百石と居屋敷をうけて普請組寄合に任命された。同十七年(一七三二)二月十三日には徳川宗春公の御側御小姓、元文三年(一七三八)二月十五日には御用人、同四年二月七日には御勘定支配の役が加わった。また、十一月二十日に御役者支配の役も加わっている。寛保二年(一七四二)正月二十八日、徳川宗勝公の伊勢御参宮に御供し、同三年四月二十八日に御国御用人の仕埋しほりになった。延享元年(一七四四)三月十五日には御国御用人、同三年正月二十八日に御番頭と御国御用人を兼ねた。二月十五日には頼君様の御上京に御供している。宝暦二年

(一七五二)二月十五日、御天守御修復御用掛に任命され、二月十九日には御側同心頭となって同心七騎を預った。同五年五月二十三日に御天守修復が完成したところから大判五枚、御帷子三枚を下され、同六年正月十一日には、足高三百石が増加になった。同七年十二月朔日には江戸詰となり、三百石が増加され、御足高二百石を下された。翌八年八月二十五日には判並役が加えられ、二百石が増加された。同九年十月には五百石が増加されており、同十一年正月には年寄役に任命されて五百石を増加されて都合三千石となった。明和二年九月一日には同心八騎を預けられ、同六年(一七六九)十二月二十三日には諸大夫に任命され、従五位に叙せられて伊豆守に任ぜられた。同八年(一七七二)六月二十九日に五十三歳で亡くなっている。「遠山系譜」には「五十六歳」とあり、墓誌には「享年五十三」とあつて異なっている。なお、靈鷲院に葬られている。

次男篤貞は「高木氏系譜」によれば、享保七年(一七二二)に尾州で生まれた。実の母は遠山景供の妾日置氏の女である。初め重一郎、貞刻、新兵衛といい、高木貞輝の甥

にあたる。同十六年（一七三二）正月に貞輝が大病のため養子となり、正月十六日に貞輝が三十四歳で亡くなったため、四月六日に家督を相続している。同二十一年（元文元年）（一七三六）四月二十八日に初めて將軍徳川吉宗公に御目見えして、五月十九日に国へ帰ることが許され、巻物二つを拝領した。寛保二年（一七四二）五月一日、参府して御札を申し上げ、五月十三日には美濃へ帰るにあたり、巻物二つを拝領した。延享三年（一七四六）四月二十八日にも参府して御札申し上げ、五月の帰国の際に巻物二つを拝領した。同五年には濃州・勢州の川御普請にあたり、丹羽若狭守御手伝を受け、見廻御用を勤めた。寛延三年（一七五〇）四月に参府して五月の帰国にあたり、巻物二つを拝領した。宝暦二年（一七五二）四月二十八日にも参府して御札申し上げた後、五月には巻物二つを拝領している。同四年には濃州・勢州・尾州川々松平薩摩守御手伝御普請の際、場所附御用掛を勤め、御時服、御羽織、黄金三枚を拝領した。同六年には参府し、その御札として五月に巻物二つを拝領している。同八年四月にも参府し、その御札として巻物二つを拝領した。同十年四月二十八日、参府した

際、子息の貞茂も連れて行き、初めて御目見えし、六月四日の帰国にあたり、巻物二つを拝領した。また、同年、美濃国役御普請見廻り御用を勤め、同十一年と明和元年（一七六四）には美濃国役御普請の際、見廻り御用を勤めていた。明和三年（一七六六）には、美濃国役御普請見廻り御用を勤めるとともに、濃州・勢州川々の御普請にあたった松下大膳太夫、酒井修理太夫、吉川監物御手伝の際、場所附御用掛りを勤め、これによって御時服、御羽織、黄金を拝領している。そして、同年四月三日に四十五歳で没した。西高木家岡山墓地に葬られている。その墓誌によれば、誕生は享保十二年（一七二七）正月八日となっており、享年は四十歳とあるため、「高木氏系譜」と五年の違いがみえる。『士林沂泗』の遠山氏によれば妹がいた。景供の養女となり、榊原勘解由寧綱の妻になった。「遠山略譜」によると、実は生駒因幡守周房の妹であった。夫の榊原寧綱は勤書によれば、元文元年（一七三六）二月二十八日に徳川宗春侯へ初めて御目見えし、同二年正月六日に父宗昌の知行

の中、八百石と居屋敷を相続し普請組寄合に任命された。同四年二月十二日、黒御門御足輕頭に就き、延享元年(一七四四)四月七日には正室(春月院)が亡くなった。同年八月二十八日には、宗睦侯の御部屋御用人となり、御奏者番を兼役して札釵寄合となった。九月十四日には座席兼松源兵衛の次座についた。寛延二年(一七四九)七月二十九日には御用人となり、宝暦二年(一七五二)正月十九日に二百石を加増され、都合千石となった。三月十五日、徳川宗勝の御参府にあたり、その御供をしたことよって御太刀銀、馬代を献上した。惇信院、俊明院に御目見えした。同七年三月十五日には徳川宗勝の御帰国が許された時、御供して登城し、惇信院、俊明院様へ御目見えして巻物二つを拝領した。同九年(一七五九)五月十一日には寺社奉行となり、明和二年(一七六五)六月十八日には御番頭となり、寺社奉行も兼ねて勤めた。同三年(一七六六)二月二十五日、御用人を兼ねて勤め、二百石を加増された。ただし、寺社奉行の兼役は免れている。同七年(一七七七)○)四月一日、藩主の御参府に御供して登城し、御太刀銀、馬代を献上した。俊明院様に御目見えしている。安永

四年(一七七五)二月二十九日、源昭様の御守役もちに任ぜられ、三百石が加増されて都合千五百石となった。翌五年(一七七六)九月二十日、大寄合となり、座席は横井孫右衛門の次座となった。同八年(一七七九)六月二十三日には御城代を勤めた。天明元年(一七八二)十月の帰国にあたり、將軍家より上使がつかわされ、その御礼使として江戸へ行ったところ病氣となり、その名代として渡辺主馬を以て献上物を差し上げた。十一月十一日に御暇を下され、巻物三つを拝領した。同五年(一七八五)十一月十日に隠居し、寛政十年(一七九八)正月十日に八十二歳で病となり亡くなった。なお、妻は景供の女であったが、延享元年(一七四四)四月七日に亡くなったため、後妻には生駒正周の女が嫁している。

延享元年(一七四四)四月七日に亡くなった正室(春月院)の榊原家における葬儀の様子は明らかにならないが、西高木家では養母の微笑尼(お可賀)の下に、お悔み便や参上のお悔みが届いており、その「御悔留帳」(名古屋大学図書館蔵高木家文書F・十一・一・十四あ)によれば、

四月八日

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

一御悔便	清雲院様 求馬様	四月九日	唯願寺
々			
一同断	内膳様 奥辰次郎様	一参上	了覚寺
々			
一参上	土屋甫庵 同春怡	一同断	中西庄六
々			
一参上	大嶽弥大夫	一同	江口藤四郎
々			
一参上	求馬様 御家中	一参上	明覚寺
四月九日		一参上	念通寺 善八
一参上	井口善太夫 多良庄屋中	四月十日	
々			
一同断	大橋安内 三輪丹治 庄屋共	一参上	勘兵衛 瀬兵衛 勇八
々			
一同断	妙円寺	一参上	栗彦三郎
々			
一同断	極念寺	一	観音寺使僧
同し		同し	

靈鷲院の歴住の略伝(下)(川口)

一 本堂寺使僧

とあり、四月八日には東高木家、地元の医師、四月九日には家臣連中、庄屋、寺院など、四月十日にも家臣や寺院の使僧がお悔みに参上している。榊原家の菩提寺である養林寺(名古屋市昭和区西畑町)の過去帳には、延享元年の項に、

春月院梅巖智光^(マ)大姉 榊原勘解由室
永安寺ニ葬ル

とあり、遠山家の菩提寺である永安寺(名古屋市東区東桜)に葬られたとある。なお、戒名の香が光となっている。

兄の高木貞刻篤貞は、西高木家の菩提寺正林寺(大垣市上石津町)へ位牌を納めており、

(表) 春月院殿梅巖智光大姉淑靈

(裏) 尾陽名府遠山彦左衛門藤原景供女

榊原勘解由源寧綱妻

延享元^甲子 四月初七日

施主高木新兵衛貞刻

とある。同時期に建立したと思われる墓石もあり、それには、

(表) 永光院殿廓峯一晴居士

春月院殿梅岩智香大姉

靈鷲院殿徹顔微笑尼師

(右横) 享保十五^庚 歲九月十八日

(左横) 延享元^甲子 歲四月初七日

俗名遠山彦左衛門景供

榊原兵庫寧綱室

(裏) 景供室

とあり、父遠山景供とともに祀られている。ただし、これは母の微笑尼が娘(春月院)を亡くしたことから、生前中に親子共々という意図で建立されたものかもしれない。そのため自らは、「景供室」のみしか彫られていない。なお、春月院が高木篤貞の姉という説がある。それは明和二年(一七六五)に改められ、その後追加された「御先祖御年忌覚」(名古屋大学図書館蔵高木家文書F・十一・一)に、

延享元^子年四月七日

正林寺

春月院様

弘救院様

御姉様

當酉年廿二年安永五丙申年迄三拾三年安永十丑迄三
拾八年寛政三亥迄四十八年

とあることによるが、今のところ姉か妹かは明確になら
ない。

正林寺の祠堂帳によれば、延享二年（一七四五）五月二
十三日に同寺三世探源祖篆が、

丑五月廿三日

一文金式歩 春月院殿 祥月料

施主祖篆

とあるように、祥月の供養料として金二歩が納められてお
り、明和六年（一七六九）には母の微笑尼が、

一金壹両

春月院殿

右月牌料

施主靈鷲院殿

とあるように月牌料として金壹両を納めている。

靈鷲院には血書の『法華經寿命量品』があり、末尾に、

春月院殿梅巖智香大姉靈附 敬白

と記され、春月院の菩提供養のために写経されたものであ
る。しかし、書写者は不詳である。明治十九年一月に靈鷲
院二十二世遠山文梁が曹洞宗務局へ提出した「寺籍財産明

靈鷲院の歴住の略伝（下）（川口）

細帳」をみると、

法華經寿命量品 血書 書写人不詳

右ハ春月院殿梅巖智香大姉菩提ノ為メ享保十四年十
月十日尾張国愛智郡前津町遠山景慶寄附ニテ代々伝

承秘藏ノ経卷ナリ

とあり、享保十四年（一七二九）十月十日に兄の遠山景慶
が寄附したものであった。しかし、享保十四年は、景慶が
十歳であり、春月院はまだ亡くなっていない。そのため
「寺籍財産帳」に記されている年次は誤りであろう。おそ
らく春月院が亡くなって、すぐ後の延享四年（一七四七）
から宝暦十四年（一七六四）に寄附されたのではなからう
か。

「稿本藩士名寄」に所収する遠山氏の「系譜」によれ
ば、景慶、篤貞の姉として二人の女子がいる。一人は「榊
原兵庫妻」とあり、榊原兵庫寧綱の室である。もう一人の
女子は、「津田新十郎妻」となっている。津田氏は尾張衆
の一人で、新十郎は津田家の誰に該当するかを考えてみよ
う。

長兄の遠山景慶の生没年次は享保四年（一七一九）から

明和八年(二七七二)、次男の高木篤貞は享保七年(一七二二)から明和三年(一七六六)、もう一人の女子は榊原寧綱の妻で、延享元年(一七四四)に没している。榊原寧綱は寛政十年(一七九八)に八十二歳で亡くなっているため、生没年次から考えると津田新十郎信縵の養子となった信栄か、その養子の信澄にあたるのではなからうか。

信栄は「津田氏家譜」によれば、実は吉原甚太夫仲治の二男で、勤書によれば、晃禅院(徳川継友)の代の享保四年(一七一九)に御通番となり御切米四十石、御扶持五人分をもらっていた。その後、御書院番となり、享保十九年(二七三四)には養父新十郎の名跡を継ぎ、知行の内、五百石と居屋敷を相続し、御先手御足軽頭を勤め、その後、黒御門御足軽頭、御部屋御書院番頭格となり、宝暦十一年(二七六一)に病死した。

次に信栄の養子となった信澄をみてみよう。信澄は「津田氏家譜」によれば、実は清水甲斐守忠梁の七男で、勤書によれば、宝暦十一年(一七六一)に養父新十郎の名跡を継ぎ、知行五百石と居屋敷を相続し、普請組寄合に任命された。それ以来、御先手御足軽頭、御歩行頭を勤めたが、

病気によって御役儀を免れ、普請組寄合となっている。なお、寛政七年(一七九五)に病により亡くなった。

以上、該当する新十郎について考えてみたが、景慶、篤貞の妹ならば信栄か信澄の妻になるであろう。もし、姉ならば信栄になるであろう。それは信栄の養父信縵が正徳三年(一七一三)に父の知行千石と居屋敷を相続して普請組寄合を勤め、享保十九年(一七三四)に病死したところから年代的に合わないためである。何れにしても、現段階では確定できない状態である。